

みやぎ復旧・復興工事ゼロ災運動推進協議会設置要綱

1 設置の目的

推進協議会は、「みやぎ復旧・復興工事ゼロ災運動」の取組事項等を協議することを目的とする。

2 協議事項

推進協議会では、「みやぎ復旧・復興工事ゼロ災運動」に係る次の事項について、協議を行うものとする。

- (1) 運動期間中の取組事項に関する企画立案
- (2) 取組の進ちょく状況に関する評価
- (3) その他運動期間中の取組の推進に関すること

3 構成員

推進協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 建設業労働災害防止協会宮城県支部
- (2) 一般社団法人宮城県建設業協会
- (3) 宮城県建設産業団体連合会
- (4) 一般社団法人日本建設業連合会東北支部
- (5) 宮城県建設職組合連合会
- (6) 一般社団法人宮城県建設専門工事業団体連合会
- (7) 宮城県解体工事業協同組合
- (8) 宮城県
- (9) 東北整備局仙台河川国道事務所
- (10) 東北農政局（※平成27年度から加盟）
- (11) 東日本大震災復旧・復興工事安全推進本部
- (12) 宮城労働局（主唱）

4 運動期間

当初、平成27年3月31日としていたが、県内の復旧・復興工事の進捗状況を踏まえ、運動期間を3年延長し、運動期間を、平成24年12月1日から平成30年3月31日までとする。

5 その他

推進協議会の事務局は、宮城労働局労働基準部健康安全課に置く。

附則

この要綱は、平成24年11月15日から施行する。

改正：平成25年9月30日

平成27年3月5日（平成27年4月1日施行）